

○「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行についての一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p style="text-align: right;">児 発 第 4 1 6 号 平成11年4月30日</p> <p>[一部改正]平成13年8月2日雇児発第505号 平成14年11月11日雇児発第1111002号 平成15年12月22日雇児発第1222004号 平成16年7月16日雇児発第0716001号 平成16年12月3日雇児発第1203002号 平成17年6月1日雇児発第0601001号 平成18年6月27日雇児発第0627001号 平成19年7月25日雇児発第0725001号の1 平成20年6月12日雇児発第0612014号の1 平成21年6月29日雇児発第0629001号の1 平成22年5月18日雇児発0518第1号 <u>平成23年 月 日雇児発 第 号</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p>	<p style="text-align: right;">児 発 第 4 1 6 号 平成11年4月30日</p> <p>[一部改正]平成13年8月2日雇児発第505号 平成14年11月11日雇児発第1111002号 平成15年12月22日雇児発第1222004号 平成16年7月16日雇児発第0716001号 平成16年12月3日雇児発第1203002号 平成17年6月1日雇児発第0601001号 平成18年6月27日雇児発第0627001号 平成19年7月25日雇児発第0725001号の1 平成20年6月12日雇児発第0612014号の1 平成21年6月29日雇児発第0629001号の1 <u>平成22年5月18日雇児発0518第1号</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p>
<p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p>	<p style="text-align: center;">厚生省児童家庭局長</p>
<p style="text-align: center;">「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について</p>	<p style="text-align: center;">「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について</p>
<p>標記については、本日別途厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（以下「交付要綱」という。）が施行されたところであるが、その実施については次によることとし、その適正なる運用を図られたく通知する。 おって、平成10年6月12日児発第456号「「児童福祉法による入所施設措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金について」通知の施行について」は廃止する。 ただし、平成10年度以前までの取扱いについては、なお、従前の例によるものとする。</p> <p>目次</p> <p>第1 暫定定員及び保護単価の設定について 第2 民間施設給与等改善費について 第3 教育費の取扱いについて 第4 見学旅行費の取扱いについて 第5 入進学支度金の取扱いについて 第6 特別育成費の取扱いについて 第7 医療費の取扱いについて 第8 就職支度費の取扱いについて 第9 大学進学等自立生活支度費の取扱いについて 第10 里親が一時的な休息のための援助を受ける経費について 第11 <u>里親手当について</u> 第12 削除 第12 国庫負担金の交付の決定及び措置費等の支弁について 第13 徴収金基準額等について</p>	<p>標記については、本日別途厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（以下「交付要綱」という。）が施行されたところであるが、その実施については次によることとし、その適正なる運用を図られたく通知する。 おって、平成10年6月12日児発第456号「「児童福祉法による入所施設措置費（児童家庭局所管施設）等国庫負担金について」通知の施行について」は廃止する。 ただし、平成10年度以前までの取扱いについては、なお、従前の例によるものとする。</p> <p>目次</p> <p>第1 暫定定員及び保護単価の設定について 第2 民間施設給与等改善費について 第3 教育費の取扱いについて 第4 見学旅行費の取扱いについて 第5 入進学支度金の取扱いについて 第6 特別育成費の取扱いについて 第7 医療費の取扱いについて 第8 就職支度費の取扱いについて 第9 大学進学等自立生活支度費の取扱いについて 第10 里親が一時的な休息のための援助を受ける経費について 第11 <u>専門里親について</u> 第12 親族里親について 第13 国庫負担金の交付の決定及び措置費等の支弁について 第14 徴収金基準額等について</p>

改正後	現行
<p>第14 児童入所施設における措置費等の経理について 第15 削除</p> <p>第1 暫定定員及び保護単価の設定について 1 暫定定員の設定について（小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）は除く。） 略 算式1 〔前年度の在籍児童の延べ日数 ÷ 30.4 日 ÷ 12 月（小数点以下の端数切り上げ）〕 × 1.11 以内の数値（小数点以下第1位の数値により4捨5入）</p> <p>算式2 〔直近3年度の在籍児童の延べ日数 ÷ 30.4 日 ÷ 12 月 ÷ 3 年（小数点以下の端数切り上げ）〕 × 1.11 以内の数値（小数点以下第1位の数値により4捨5入）</p> <p>算式3 〔前年度の各月初日の在籍児童数 ÷ 30.4 日 ÷ 12 月（小数点以下の端数切り上げ）〕 × 1.11 以内の数値（小数点以下第1位の数値により4捨5入）</p> <p>算式4 〔直近3年度の各月初日の在籍児童数 ÷ 30.4 日 ÷ 12 月 ÷ 3 年（小数点以下の端数切り上げ）〕 × 1.11 以内の数値（小数点以下第1位の数値により4捨5入）</p> <p>(注) (1) <u>在籍児童とは、私的契約児、一時保護委託児、家庭裁判所からの補導委託児等、乳児院については短期入所措置児童を含み、母子生活支援施設については世帯数とする。</u></p> <p>(2) <u>暫定定員を設定する場合にあっては、その施設について算式1から算式4のいずれかによって算定した数のうち最も大きい数となる算式を用いることができること。</u></p> <p>(3) 1.11 は 100% / 90% で 10% 以上の階差は認めない趣旨であること。</p> <p>(4) <u>その施設が前年度中に開設し、若しくは増改築があり、又は定員の改定があったもので上記算式を適用することが著しく困難であるものについては、措置児童等の具体的な入所計画を基礎とし、かつ、算式の趣旨を尊重し、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が定めるものとする。</u></p>	<p>第15 児童入所施設における措置費等の経理について</p> <p>第1 暫定定員及び保護単価の設定について 1 暫定定員の設定について（<u>児童自立生活援助事業所（以下「自立援助ホーム」という。）及び小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）は除く。</u>） 略 算式1 〔前年度の在籍児童の延べ日数（私的契約児、一時保護委託児、乳児院については短期入所措置児童を含み、母子生活支援施設については世帯数とする） ÷ 30.4 日 ÷ 12 月（小数点以下の端数切り上げ）〕 × 1.11 以内の数値（小数点以下第1位の数値により4捨5入）</p> <p>算式2 〔直近3年度の在籍児童の延べ日数（私的契約児、一時保護委託児、乳児院については短期入所措置児童を含み、母子生活支援施設については世帯数とする） ÷ 30.4 日 ÷ 12 月 ÷ 3 年（小数点以下の端数切り上げ）〕 × 1.11 以内の数値（小数点以下第1位の数値により4捨5入）</p> <p>算式3 〔前年度の各月初日の在籍児童数（私的契約児、一時保護委託児、乳児院については短期入所措置児童を含み、母子生活支援施設については世帯数とする） ÷ 30.4 日 ÷ 12 月（小数点以下の端数切り上げ）〕 × 1.11 以内の数値（小数点以下第1位の数値により4捨5入）</p> <p>算式4 〔直近3年度の各月初日の在籍児童数（私的契約児、一時保護委託児、乳児院については短期入所措置児童を含み、母子生活支援施設については世帯数とする） ÷ 30.4 日 ÷ 12 月 ÷ 3 年（小数点以下の端数切り上げ）〕 × 1.11 以内の数値（小数点以下第1位の数値により4捨5入）</p> <p>(注)</p> <p>(1) 1.11 は 100% / 90% で 10% 以上の階差は認めない趣旨であること。</p> <p>(2) <u>その施設が前年度中に開設し、若しくは増改築があり、又は定員の改定があったもので上記算式を適用することが著しく困難であるものについては、措置児童等の具体的な入所計画を基礎とし、かつ、算式の趣旨を尊重し、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が定めるものとする。</u></p>

改正後

(5) 定員の改定又は暫定定員を設定する要件を満たしていないこと、又はそれらを行った根拠を別紙(1)の様式による「事務費保護単価設定表(3)定員認定表」に明記しておくこと。

(6) 暫定定員を設定したときは、保護単価設定表、支弁台帳その他事務処理上の措置費関係の書類に定員数の記載があるときは、その数の次にかっこを附し、暫定定員を明示(「定員〇〇名(暫定定員〇〇名)」のように。)すること。

(7) 自立援助ホームにあっては、平成24年度より暫定定員の設定を行うこと。なお、平成23年度においては「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」の第1「用語の意義」の2に規定する定員で設定し運営すること。

2 事務費の保護単価の設定について

(1)～(11) 略

(12) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価は、平成23年〇月〇日雇児発〇第〇号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(母子生活支援施設における特別生活指導費)の交付の取扱いについて」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(13)～(18) 略

3～4 略

第2～10 略

第11 削除

第11 里親手当について

1 略

2 削除

現行

(3) 定員の改定又は暫定定員を設定する要件を満たしていないこと、又はそれらを行った根拠を別紙(1)の様式による「事務費保護単価設定表(3)定員認定表」に明記しておくこと。

(4) 暫定定員を設定したときは、保護単価設定表、支弁台帳その他事務処理上の措置費関係の書類に定員数の記載があるときは、その数の次にかっこを附し、暫定定員を明示(「定員〇〇名(暫定定員〇〇名)」のように。)すること。

2 事務費の保護単価の設定について

(1)～(11) 略

(12) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価は、特に処遇が困難なものが4人以上入所している施設であって、母子指導員及び少年指導員兼事務員が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数を満たし、かつ、それ以外に母子指導員がおかれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

特別生活指導費加算分保護単価の設定を行う場合においては、あらかじめ別紙(3)の「母子生活支援施設特別生活指導費加算分保護単価適用協議書」により当省の事前承認を得るものとし、その承認手続きは、毎年度4月15日までに協議書を当省あてに送付すること。

(13)～(18) 略

3～4 略

第2～10 略

第11 専門里親について

第12 親族里親及び養子縁組によって養親となることを希望する里親(以下「養子縁組前提里親」という。)について

1 略

2 養子縁組前提里親への里親手当に関する経過措置について

(1) 平成21年4月1日(以下「施行日」という。)に減に子どもを受託しており、施行日前に養子縁組前提里親となる旨を申し出ている場合

施行日において現に子どもを受託している里親については、養子縁組前提里親となる旨を申し出ている場合、里親手当については施行日から1年間は34,000円を支弁すること(委託解除された場合を除く)。

(2) 施行日に現に子どもを受託しているが施行日前に養子縁組前提里親となるか、養育里親となるか申し出していない場合

平成22年3月31日までの間に、養育里親研修を受講するか養子縁組里親となる旨を申し出るかいずれかを選択すること。養育里親研修を受講するまでの間の里親手当は34,000円を支弁することとし、研修終了後の翌月からは72,000円を支弁すること。ただし、研修終了日が月の初日である場合は当該月から72,000円を支弁すること。

また、養子縁組前提里親となる旨を申し出た場合、里親手当については平成22年3月31日までの間、34,000円を支弁すること。

改正後

3 略

第 1 2 略
第 1 3 略
第 1 4 略

現行

3 略

第 1 3 略
第 1 4 略
第 1 5 略

